

「電力安全課メールマガジン」をお読みいただきありがとうございます。

本日は、「電気設備の点検等を装った訪問者についての注意喚起」です。

最近、御家庭の分電盤の点検・交換業者と称した業者が訪問し、設備交換等のための高額な契約を持ちかける事案が発生しています。以下のトラブル防止・防犯対策を実施することにより、被害の未然防止への御協力をお願いします。また、読者の皆様のお知り合いの方々にもお知らせいただければ幸いです。

■電気設備の点検等を装った訪問者に御注意ください

最近、実在する電力会社等を名乗る業者が、電話や訪問で分電盤やブレーカーの点検を持ち掛け、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、その場で設備交換のための高額な契約を持ち掛ける事例が発生しています。

本事例について、国民生活センターのホームページでは、これまでに受けた相談事例の紹介を含め、注意喚起が行われています。

・「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意－2024 年度に急増しています－

【独立行政法人国民生活センター】

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20250115_1.html

御家庭の分電盤等の点検は、電力会社等が法令に基づき、4 年に 1 回以上の頻度で行い、その点検日時は事前に書面で御案内しており、点検日時を電話でお知らせすることはありません。

また点検作業員は身分証などを携帯しており、訪問した点検作業員がその場で設備交換等の契約を持ち

掛けることもありません。

交換工事にあたっては電気工事士の資格が必要です。「〇〇電力」など、実在する組織を名乗り、突然の電話や訪問を行う業者もありますが、安易に点検を依頼せず、また、点検した場合もその場では契約せず、十分な比較・検討をお願いします。

少しでも不安を感じたり不明な点があれば、お住まいの地域の電力会社に御確認ください。

契約に関するご不安な点については、最寄りの消費生活センター等へ御相談下さい。消費者ホットライン「188（いやや!）」（全国共通の3桁の電話番号）にて、お住いの地域の消費生活センター等を御案内しております。

詳細は以下の URL からご確認ください。

・電気設備の点検等を装った訪問者に御注意ください【経済産業省】

<https://www.meti.go.jp/press/2024/01/20250115001/20250115001.html>

■メルマガバックナンバー

これまでに発信したメルマガのバックナンバーはこちら。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/mailMagazine.html>

※本メールは、送信専用のアドレスで配信されています。

このメールに返信されても、返信内容の確認及び御返答ができません。

※本メルマガの配信先の変更・追加・削除等ございましたら、次のURLから登録してください。

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/electric/mailMagazine.html>

中国四国産業保安監督部 H P

<https://www.safety-chugoku.meti.go.jp/index.html>

中国四国産業保安監督部 twitter

<https://twitter.com/hoanchugoku/>